

第 1 4 8 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日（木）午前 9 時 4 2 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 7 月 1 3 日（木）午前 1 0 時 2 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理人（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	欠
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長 佐古 和之	総務・農政担当課長 菱川 真輔
	農地担当課長 竹田 了久	主幹 佐藤 孝司
	担当課長補佐 逢坂 篤之	主任 安立 麻以子

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 - (5) 農業振興地域整備計画変更に関する意見について（令和 5 年 2 月締分）

- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 農政関係等について
- (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第148回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

4番 ^{おかもと} 岡本 ^{いつき} 五樹 委員、10番 ^{ゆきもと} 雪本 ^{たいし} 泰嗣 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

逢坂 課長補佐 議案の訂正はありません。以上です。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 1ページ1番、増反による5年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約60アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2番、新規就農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番、2番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 課長補佐 1ページ3番、増反(受贈)による所有権移転です。受人は現在、約42アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、増反(受贈)による所有権移転です。受人は現在、約23アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしている

考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。
岡崎推進委員 3番から7番までの5件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
委員 ありません。
議長 それでは、申請等(1)は、1番から7番までの7件を許可と決定してよろしいか。

委員 よろしい。
議長 それでは、そのように決定します。
次に、申請等(2)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 2ページ1番、令和5年3月30日付で農振除外済の案件です。
申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、瀬戸内市長船町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの実家に近く子育ての支援を受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番から6番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年3月30日付で農振除外済の案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

2番、受人は現在、北区高柳西町の借家に夫婦2人で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く子育ての支援を受けられ、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、中区門田屋敷四丁目の借家に家族3人で居住していますが、

家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の通勤にも便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、中区中井一丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、倉敷市中央二丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、中区清水の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現居住地に近く生活環境を変えずに生活でき、妻の勤務先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から9番は敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和5年3月30日付で農振除外済の案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番、受人は現在、南区福成二丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の物が増えて手狭になったため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人(母)は現在、中区関に家族3人で居住していますが、別居することになり、受人(娘)は豊成二丁目の借家に単身で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったことから、親子で同居することとし、母の通院先に近く、治療後の就労予定先にも近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の市外勤務先への交通アクセスが良く、近辺に親族も居住してお互いに協力し合える申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3ページ10番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、中区赤田に事務所を置き、不動産業を営む法人です。申請地の東側隣地には受人所有の駐車場がありますが、幅員が狭く出入りや駐車の際に不便なため、既存駐車場を拡張して利便性を向上する目的で、申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は社会福祉施設で所有権を移転します。

受人は現在、申請地から約1.9キロメートル離れた場所で特別養護老人ホーム・小規模多機能ホーム白樺を運営している社会福祉法人です。要介護・要支援の高齢者が竜操地区でも増加し、さらなる社会福祉施設の設置が求められていることから、既存の社会福祉施設である白樺と一体となり、また、連携医療機関とも協力して総合的な老人介護支援を行うことができる申請地を取得し、認知症対応型老人共同生活支援事業施設として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告をお願いします。

藤田推進委員 1番から11番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

逢坂 3ページ12番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

課長補佐 申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、広島県福山市春日町七丁目の借家に家族5人で居住していますが、祖母や両親の面倒を看るため、実家に近接した祖母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした貸露天資材置場としての一時転用です。許可期間は許可日から3年間です。

受人は、東区檜原で土木工事業を営む法人の代表者ですが、東区浦間で借用している露天資材置場の契約期間が満了となり退居する必要性が生じたため、新たに、同規模でより事業所に近くなり利便性の向上する申請地に賃貸借権を設定し、貸露天資材置場として一時転用しようとするものです。なお、受人と受人が代表を務める法人との間で、当該申請地に係る使用貸借契約が結ばれています。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、倉敷市中庄の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、実家に近く、子どもの世話や将来の親の介護等、お互い助け合って生活することができる父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区西大寺松崎の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、実家に近く、子どもの世話や将来の親の介護等、お互い助け合って生活することができる父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、令和5年3月30日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区草ヶ部の実家に両親と夫婦、子ども2人の6人で居住していますが、建物の老朽化に伴い日常生活に不便を感じているため、実家に近く、実家の農業を手伝いしやすい父所有の申請地に自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。なお、実家には、引き続き両親が居住します。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、18番は、同じ地域で同一受人が転用するため、同時に説明します。

令和4年10月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は社会福祉事業施設（作業所及びグループホーム）で所有権を移転します。

受人は、平成5年7月21日に設立され、倉敷市玉島服部字弥高に主たる事務所を置く社会福祉法人で、同所に知的障害者更生施設「住倉学園」を開設し、倉敷市内を中心に、作業所及びグループホームを運営しています。

当法人には、以前から岡山市内の支援学校や相談支援事業所より多くの利用希望の問い合わせがあり、現在、倉敷市内の当法人施設を、岡山市出身者が多く利用している状況です。岡山市出身の利用者からは、できれば住み慣れた岡山市内の施設

を利用したいとの強い希望がありますが、現状では、岡山市内のグループホーム等の施設は不足状態にあり、岡山市の第6期障害者福祉計画にもそれらの施設の整備を積極的に事業者働きかけると明記されています。

こうした現状を踏まえ、特に施設の少ない岡山市東部において、東区内に所在する支援学校2校から比較的近く、利用者の交通アクセス等の利便性も高く、近辺に大学等があり障害者総合支援法で定める利用者が孤立しない地域で適地である申請地を転用して、生活介護事業、共同生活援助事業、短期入所事業の機能を有する施設（作業所及びグループホーム）を設置しようとするものです。

なお、グループホーム利用者は、同一敷地内の日中活動を行う作業所を利用できないと定められているため、今回2つの近接する申請地に同様の施設を計画して、作業所とグループホームとを相互に利用する計画となっています。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 12番から18番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（2）は、1番から18番までの18件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 今回の利用集積計画について説明します。

東区分で4ページ1番、2番の2件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番は農地の所有者から財団へ、2番は財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（4）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

逢坂 5 ページ 1 番から 8 ページ 1 6 番までの 1 6 件で、権利取得の事由はすべて相続、
課長補佐 権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。
各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（4）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、
1 番から 1 6 番までの 1 6 件を受理と決定します。

次に、別紙の申請等（5）農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審
議に入ります。事務局から説明をお願いします。

安立主任 別紙第1号議案、申請等（5）農業振興地域整備計画変更に関する意見について
説明します。令和5年2月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員
さんからご意見をいただき、現地確認や農林水産課と協議を行った結果、取下げ
の1件を除くすべての案件について変更計画案がまとまり、農林水産課から最終の
意見照会がありました。各地区協議会でご審議いただいた結果、変更計画案は適当
であるとの意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（5）については、原案は適当であるとの意見でよろしいです
か。

全員 よろしい。

議長 それではそのように決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

逢坂課長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、9 ページ
補佐 1 番から 4 番までの 4 件で、転用目的は露天駐車場 1 件、集合住宅 1 件、位置指定
道路及び住宅建築 1 件、自己住宅 1 件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、10 ペー
ジ 1 番から 8 番までの 8 件で、転用目的は自己用住宅地等 5 件、露天駐車場 3 件で、
専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、11 ペ
ージ 1 番から 1 2 ページ 7 番までの 7 件です。解約理由は耕作目的が 4 件、転用目
的が 3 件で、離作料は記載のとおりです。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。

続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時25分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員